

L e. M a t s u. 松橋晋 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 7月 21日～ 令和12年 7月 20日までの 5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に従業員の育児休業取得率を男性、女性ともに100%とする。

<対策>

- 令和7年7月～ 事業主による社員への面談、検討開始
- 令和7年7月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理者を対象とした研修および書面交付での全従業員への周知
- 令和7年7月～ 育児休業取得者の業務を代替する従業員への手当の就業規則への明記及び制度の全社員への周知

目標2： 令和9年10月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和7年7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年7月～ 計画期間中の取得目標達成に向けた計画の検討
- 令和7年8月～ 計画に基づいた取得を実現するため、管理者・全従業員への制度および社内の年次有給休暇取得にかかる手続き等の周知・研修
- 令和7年9月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始